

第百二十九回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第六号

平成六年六月三日(金曜日)
午後三時開会

委員の異動

六月三日

辞任

菅野 久光君

補欠選任

谷本 観君

出席者は左のとおり。

委員長 浦田 勝君
理事 青木 幹雄君
大塚清次郎君
谷本 観君
野別 隆俊君
林 紀子君
北 修二君
佐藤 静雄君
高木 正明君
吉川 芳男君
稲村 稔夫君
中尾 則幸君
三上 隆雄君
村沢 牧君
井上 哲夫君
星川 保松君
風間 昶君
刈田 貞子君
新聞 正次君
加藤 六月君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君

事務局側

常任委員会専門員 秋本 達徳君

農林水産省経済局長

東 久雄君

農林水産省構造改善局長

入澤 肇君

農林水産省農蚕園芸局長

日出 英輔君

農林水産省畜産局長

高木 勇樹君

農林水産省食品流通局長

鈴木 久司君

食糧庁次長

永田 秀治君

水産庁長官

鎮西 迪雄君

委員

北 修二君

佐藤 静雄君

高木 正明君

吉川 芳男君

稲村 稔夫君

中尾 則幸君

三上 隆雄君

村沢 牧君

井上 哲夫君

星川 保松君

風間 昶君

刈田 貞子君

新聞 正次君

加藤 六月君

農林水産大臣官房長 高橋 政行君

政府委員

農林水産大臣官房長

高橋 政行君

国務大臣

農林水産大臣

加藤 六月君

政府委員

農林水産大臣官房長

高橋 政行君

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に谷本観君を指名いたします。

○委員長(浦田勝君) 農林水産政策に関する調査のうち、平成六年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題といたします。

本件につきましては既に説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 実は、加藤農林水産大臣におかれては今回が農林水産大臣、たしか二度目の御就任でございます。こういう内憂外患もごもの中で大変だと思いますが、日本の農林水産業の非常に困難な状況に御役としてひとつ頑張っていたいただきたいと冒頭に申し上げておきます。

きのうの大臣の所信表明に大臣の並み並みならぬ意欲を感じ取ったわけでございますが、その中で、特にガット交渉合意を受けての新政策の取りまとめに論点を絞って、ただいまから農林水産事務当局並びに大臣にただしいと思えます。

ただ、ガット条約が参議院にはまだ報告されておられませんし、そしてまた、この批准、対応につきましてもこれから国会の論議があるかと思えますので、そういったような留保条件つきで質問をさせていただきます。このように思います。

まず第一の質問でございますが、去年の十二月、政府におきましてガットの農業合意をされました。それによると農林水産政策の基本方針について閣議了解がござりますが、それによって農水省では今、農政審議会がぐくぐくの論議がなされておるようでございます。これが一定の時点まで最終取りまとめがなされるということになって

おりますけれども、今までの論議の経過は新聞なりあるいはまた私ども国会の中でのいろいろな伺っておりますが、それでは今後のプロセス、スケジュール、これを要約してひとつお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) ガット農業合意を受けての国内対策の今後の取り進めのスケジュールであります。現在、農政審議会を開きましていろいろ御議論を願っておりますのでございます。

農政審議会の方は、今まで、五月までずっと各界各層の方から御意見を聞くというところで積極的

に聞いてまいりました。特に五月には地方農政審議会というふうなことで、七ブロックで開いてやってきたわけでございます。

それで、そういった議論を踏まえながら論点を絞ってこれから議論をしていこうということをやっておりますが、今のところ、七月の終わりごろまでに、まず農政審議会としての御報告取りまとめをいただくというふうにしてまいりました。

それを受けて、政府としてどういうような具体的な対策を打ち出して、できれば、もしこの秋に国会批准が行われれば、その際にいろいろな諸制度等について国会で御議論をお願いしようかなと、こんなスケジュールでございます。

○大塚清次郎君 あらかたそのスケジュールが示されましたけれども、きのうあたりの新聞情報によりますと、今回その審議会の一つの論点としたしまして、ウルグアイ・ラウンドの農業合意に伴う国内対策としての食料法の問題、それから生産調整の問題が論点として大きくクローズアップされてきておるというところを報じております。これは当然のことでございますが、そういうことがあ

ぬのじやないかというようなことも議論がされたというのを聞いておりますが、それは事実ですか、どうですか。

○政府委員(高橋政行君) 委員の中でそういうようなお考えをお持ちの方もあられるかもしれませんが、我々としては、やはり先ほど申しましたように、これからビッチを上げまして農政審議会の議論を進めていただく、それで何とか七月の終わりのころまでには出してもらうようにというふうにお願いをしておるところでございます。

○大塚清次郎君 そこで、大臣にお伺いしたいと思いますが。

もう端的にお伺いしますけれども、農政審議会のこれからのスケジュールの審議結果によりましては、現にある私どもの農業政策の国のマクナ・カルタでございます農業基本法、あるいはこれに関連する法律についての抜本見直しというようなことはあり得ると思いませんか。まず、大臣の御見解を聞いておきたいと思っております。

○国務大臣(加藤六月君) 今回のミニマムアクセスの受け入れに伴いましていろいろな議論、縦横斜めからしていただいております。その中で、今大塚委員がおっしゃいました農業基本法の見直しとか、あるいは食料・農業基本法というのを考えたかどうか、あるいは農村・農業基本法というのを考えたかどうか、あるいは今までの農業基本法と新政策、おとし熱心な議論をしていただきました新政策との相違、共通点はどうであるとか、あるいは新しい国境措置でそういうものすべてを含んで今度は見直すべきではないかとか、多くの幅広い意見を今承っております。それぞれの立場で見識ある御提言である、こう思っております。

そういうのもうもろの意見を幅広く検討し、今後集約していく必要がある。そして、私は、農業基本法というものが今日まで十分にその機能を発揮し、いろいろやってきたと、そこら辺も今、再検討というが再評価もあわせていたしておるといふことを申させていただきます。

○大塚清次郎君 率直な御意見を聞きましたが、農業基本法の十三条ですか、これはやっぱりこのままじゃいけないんじゃないかと思えます。したがって、それを拡張解釈して運用でやっていくというには、余りにもこれは運用では拡大的な解釈になっていく。だからそういうことも含めて、そういう問題があるとすれば真正面に取り組んでいただきたい、こう思うわけですね。

そういう点で見守っていきたいと思いますが、そういうこともあるということ、さつき七月まで大丈夫かという官房長に言いましたら、前向きに大丈夫ですと言わなければかりの答弁が返ってきたわけですから、非常にこれは大変な問題だと実は思っております。

と申しますのは、今までその場で補完的に政策手段を継ぎ足してきている、まとまったものがない。例えて言えば、おとしから出ましたいわゆる新政策にいたしましても、一番肝心の政策の目標、特に生産と需要のいわゆる数値目標、これが全然欠落しているというところは、去年の六月の農林水産委員会でも申し上げましたが、そういうことも全部今度はコンパクトに包んだものでなくしてはならないわけでございますので、そういう点で今度は目の玉を入れておやりになるでしょうと私は思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(加藤六月君) 大塚委員も御存じのとおり、農業というものは自然を相手にし、大地を相手にし、そしてまた天候という我々の今日進んだ世界においてもなおかつ解明できない、そういう問題もあります。

また、逆の面で申し上げますと、国際化に伴ういろいろな問題も起こっておりますし、それから消費者といえますか国民の皆さんの趣味、好み、こういうものも刻々変化しております。そういう中でございますけれども、要は、私にいたしましては、新たな国境措置で農業関係者に不安を与えないように、そしてその受け入れの影響というものを最小限にしなから二十一世紀を指した日本の農業構造というものを打ち立ててい

く、そこら辺に観点を置いていかなければならぬのではないだろうか。もちろん、今おっしゃいましたように、ウルグアイ・ラウンド全体の関連法案が幾つになるか、これから十分に検討していかなくちゃなりませんし、批准を願うときにはそれらの問題についても、もちろん今議論になっております食糧制度を含めて多くの、何と何が要るかというの目は目下検討中でございますが、それらを含め、まとめ、必死で今作業をいたしておるところでございます。

○大塚清次郎君 今後、農業政策目標、理念はありますから、政策目標、これには数値目標も入ったもの、そして政策手段、これで法案の準備等もなさるならぬと。それで初めてコンパクトなものになるわけでございます。

ただ、今までそれがどうしても見えなかったというの、やっぱり環境行政が流動化しておったということがございまして、特にウルグアイ・ラウンドの農業交渉等において、そして今度はいわゆる米を中心にしたものについては見えてきた。しかし、従来ずっとその折々に状況の変化によって示さなかならなかつた果樹については果振法があります、果樹振興特別措置法。それから酪農、牛肉についてもあるんですね。そして、それは一つの生産と需要の見通しについてはその折々に状況の変化に応じてつくって公表するということになっていくんですね。これがどうもきちっとされてない。やっぱり生産農家にとって、目標設定をしてないというところに非常に不安感があるわけでございます。

したがって、今度は将来修正するものにしても、やっぱりその折々に法と制度に根差してきちっとやっていかないと、もう生産者は暗闇なんですね。ですから、指標をここで掲げていくということが、日本農業の二十一世紀に向けての展開の指標を与えるということがまず第一でなくちゃならないと思っております。そういう点で、ひとつぜひ今回はこの取りまとめの段階で、当初からそういうものはきちっとしたものを出していただきたい。アラカ

ルトじやまことに困るんです。そういう点をひとつ要望いたしまして、私の質問を終わります。

○稲村稔夫君 大臣御就任おめでとうございます。きのうは大分奮闘されたようでありますから、お疲れになっているんだと思いますけれども、きょう私は主として大臣に伺いたいと思っております、よろしくお願いたします。

加藤大臣は、私もかつて本委員会に所属しながら、そのときにも大臣をおやりになっておられたときでありましたから、それこそ何もかも御承知の大臣ということになります。という気安さが少しあるのかもしれませんが、私の方も言葉足らずで誤解をされたり、あるいは失礼なことを言うということがあられるかもしれませんけれども、どうぞ大物大臣でいらっしやいますので、その矜持でひとつその際はお許しをいただきたいと思うわけがあります。

昨日、大臣の所信表明を伺させていただきました。そこで、率直な感想を申し上げて大変恐縮なんでありますけれども、かなりガット・ウルグアイ・ラウンドにかかわるものには行間をお使いになつておられるわけでありまして、しかし、具体的な政策展開ということになってまいりますとやや網羅的で、今の私たちのこの農村の実態の中で、予算が不足をしているならば、もう少しウェットがかかった、色がついてほしいのではないかと、どこに重点があるのかという感じがいたします。

特に、平成六年度の農林水産予算の編成に当たっては、「今後の農林水産政策の着実な推進の第一歩として、十分に意を尽くしたところであります。」と、こういうふうにお述べになつておられます。かつて農林水産予算は国家予算の約一割という時代が随分長く続いたわけでありまして、今一体何%になつておるものでありましようというのを見てもまいりますと、そして昨年あたりのBランクだCランクだ、農業生産基盤のランクをどうするぞという騒ぎをやつたことなどを考えていきますと、農林水産予算というのがそう一

が、「十分に意を尽くしたところであります。」と。これは余り褒めると来年度の予算要求はできません。さらに増加要求もできない。しかし、足りない

ならば、そのぎりぎりの努力だったと必ずしも評価ができるのかどうかという問題意識はそれぞれ持っていると思うんです。

あつたようでありますから、そういう点では必ずしもぎりぎりだったかどうかということはいろいろと議論のあるところだと思います。これ以上の

ければならないところに、さらにミニマムアクセスで最終的には八十万トンも入ってくる。この米をどうするか、米をどこか消化をする特別な方法

でもあれば、それは一つの道でありましょう。米を消化する方法がなければ、私の試算、いろいろと計算してみると、いろんなあれがありましようが、大体八十万トン分くらいの減反をしなければ間に合わない、平年作で、というようなことになるのが常識的ではないか。常識的なことより、数字のことは別にしても、とにかく今でも余っているんですから、潜在生産力で余るんですから、それで減反をしているんですよ。そこへ八十万トン、約十六万ヘクタールくらいの生産に当たる米が新たに入ってくるんですから、これは使い道をふやすか、それでなければ国内の生産を減らすか、常識で考えればどちらかしかない。これはどっちの方向をとろうとされますか。

○国務大臣(加藤六月君) 前内閣におきまして、ミニマムアクセスの受け入れに伴って転作の強化は行わないということをお決めたいただいております。そして、今稲村委員もおっしゃったようなことを考えるときに、考えるのは新規に新しい需要を何か開発できないかと、あるいは米の消費動向がどうなるかと、あるいはさらなる提言として、援助に使えとかなんとか、いろいろ四つ、五つの新しい提言等もきております。

要は、私は国内生産と備蓄、そしてそれに伴ういろいろな関係という三つをうまくやる米の需給システムというのを新しく構築していかなきゃならぬ。ここら辺が今おっしゃったような数字を考へれば考えるほど出てくるわけでございまして、率直に言いますと頭が痛い問題でありますけれども、要は、転作の強化は行わない、それから輸入米は輸入米として売るのであります、しかし、いつも今まで行ってきた米の需給関係、豊作、凶作関係というものでいろいろやってきておりますですね。それは、輸入米はこちにおいて、やるべきにはやらなくては行けない。そこら辺の微妙な言い回しというのが、変な言い方をしたら、何そんのおまえ、転作の強化になるのではないかと、そうではないと。そこら辺が先ほど来申し上げております豊作、凶作、天候あるいは米の消

費動向等々でいろいろ今後変化があると思えます。

皆さんのお知恵を拝借して、備蓄を含めた新しい米の需給システムというのは真剣に考えていかないと行けない。中には、加藤、もう援助だけに全部使えとこう言っておりますが、簡単に援助だけに使えないいろいろな制約、問題点があるというのはもう御存じのとおりでございますから、そこら辺、今後いろいろな御意見を伺いながら新しい需給システムを築き上げていくようにしなければならぬと思っております。

○稲村稔夫君 大臣、最後のところはよくわからないように御答弁になっておられるので、普通の人ではなかなかわからない。普通の人のいうか、私でもよくわかりませんが、非常に面倒な問題であることはもう間違いないわけでありまして、今後、この問題を大変私は重大視しております。

今、きょうはもう時間が余りありませんから余り突っ込みませんけれども、本委員会ではこれは多分シリーズ物になっていくんじゃないだろうかというふうに思います。これから毎回毎回聞かなければならぬようなことになっていくんじゃないだろうか。食糧庁、覚悟してくださいね、そういうことになりそうです。

とにかく、いずれにしろ入ってきたものを全部消化をするということはまず不可能です、今の状況でいけば、それから、備蓄というふうにおっしゃったけれども、今の状態の中で備蓄をある程度考えられていったもの、そしてその備蓄したものを今度はどう使うかといったら、これはまた加工原料米かなんかで使わなければならぬというふうな問題だとか、みんな含まれてくるわけでありまして、輸出の方もなかなかかそう簡単ではありませんと問題と一緒に絡めて、国内の問題だとなかなか大変、簡単な問題じゃないですよということになると思えます、この辺はひとつ大臣、御苦労だとは思いますが、けれども、今知恵もありそうなお話もしておられましたから、いろいろと知恵も絞っていただき

いというふうに思います。

次に、米ということに象徴されると思つて私は伺つたのでありますけれども、きょうは米価審議会で麦価の審議をしておられます。これに政府は諮問案を出されて、それで去年並みに大体据え置かれる、こういうことで提起をされたわけでありまして、大変な御努力をいただいたことを評価いたしながら、だかししというののやばい残るわけでありまして。

といいますのは、一体これで麦は安楽死から免れ得るであろうかと、私は非常に問題だと思つてですね。これは米の問題のときも、それこそ各論ではまた議論しなければならぬ課題の一つなんだと思つてまいりまして、昭和六十年以降の動きをずっと見てまいりまして全生産費を計算していきまますと、確かに生産費は若干下がっている部分もあります。下がっている部分は、例えば労働費のようなのは下がっております。しかし、物財費はほとんど変わらないんですね。物財費は大体もう変わらなせん。そうすると、下がっていくというのは労働費のところを絞っていくしかないです。極端なことを言えばそういうことになるんじゃないでしょうか。逆に、六十年時代に比べれば単収は随分かなり落ちています。こういう状態になっているということは、私は、一つは麦を生産するということに農家の皆さんが生産意欲をわかつ、かき立てていただけるような、価格ばかりではありませんけれども、やはり価格体系にも問題があるというふうに思います。

一体こういう状態で、去年と比べてもことは物財費ではほぼ横ばいという中で、なぜその計算の中で二十七円だかなんか安く出てるのかというところだ、これはもう統計のとり方や、要するにサンプリングから加工するためのいろいろな掛けていく数字だとか、そういうものもみんな問題をはそれぞれるわけでありまして、そういうことを私は私に考えてまいりまして、とにかく麦は、小麦はことし据え置くといつても、これではこれからとても生産意欲は出てこないんじゃないか。大

体物財費が動かないでいるんだたら物財費をもっと安くするための、物財費を下げるための農業政策というのがもともとと積極的に展開されていかなければならなかつたはずなんです。その努力が怠られてきたから今のような麦の状態になっていると思ふんです。本来、そのことを考えたら、物財費がほぼ横ばいであれば麦の価格というのの上げてやるぐらゐのことをしなきゃ生産意欲などということにはならない。むしろ、また麦の安楽死への方向に向かってしまふんじゃないかというふうに思ふのであります。

大臣、これからの農政の中で麦はもうつくる必要がないと考えておられるのなら、これはまた論点が違つてきますからあれですけども、麦を生産する必要があるということであれば、私は少なくとも国内生産の自給のある程度めどをたてることと、その生産を維持するために特別に対策をいろいろと講じなければならなかつたんじゃないかというふうに考えておりますが、これから先のことがありますので、どうお考えになりますか。

○国務大臣(加藤六月君) 後から政府委員にお答えいたさせますが、私はきさまでいろいろ麦価問題で議論し、若い国会議員の皆さん方に何やかや眠気覚ましに、暴論になるかも知れぬが申し上げたのは、我々の大先輩が昭和二十四、五年ごろから、積雪寒冷単作地帯、稲村先生のところもそうだったと思ふんです、それを二毛作にするというところが農家の所得向上に通じ、また狭い土地の有効利用ということいろいろ関与し、私も二十二、三歳の青年であつたんですが、その問題に取組んできてやつた内輪話をいろいろやつたわけですね。

そして、そういういろいろなことをなぜやつたかという、米はとれても麦がとれないんじゃないやめなんだ、有効利用だということ等であるんですが、今改めて見まして、まず麦というのが水田作の麦、畑作における麦というものの、そして今度は麦の特性として機械化対応性が高いとか、生産単位の拡大におけるスケールメリットが発揮できる

とかいろいろあると思うんです。あると思います
が、簡単に申し上げると、水田営農活性化と畑
作輪作体系の確立という面において、そして土地
の有効利用という面において、私は我が国の麦と
いうのは非常に重要な地位を占めておる、こう認
識しております。

今の機械化に伴う問題、あるいは計算その他に
ついては政府委員からお答えいたさせます。

○稲村稔夫 簡単にいいですよ。また大臣に聞
きたいことがありますからね。

○政府委員(日出英輔) 今の稲村先生からのお
話でございますが、確かに麦の問題につきましては
は、麦といいますが、確かに麦の問題につきましては
田裏作麦、転作麦とございしますが、畑作麦の方は
北海道の輪作体系の中で去年からことしにかけて
大体落ちつきを取り戻しておると思っております
が、関東・東山以西の水田裏作麦にかなりの落ち
込みが見られるようでございます。この地域も規
模の大きいところは転作農家は減っていく中で、
借地をする等々しまして規模を広げる努力をして
おるわけでございしますが、しかし規模の小さい方
はメリットは感ぜず、この方たちはかなり落ち
てきています、こういう状況でございます。

私どもとすれば、麦につきましては生産の組織
化その他によりましてもう少しメリットが出てく
るやう方があるのではないかと、これは、実は
期間借地等を使った規模拡大、生産の組織化等
を進めていくつもりでいるわけでございします。

○稲村稔夫 時間もありませんから、私は要望
だけしておきます。

今、農畜園芸局長言われたけれども、しかしそ
の北海道の農民自身が切々と僕らのところへ来
て訴えておられるんです。実際なかなか大変なん
です、事態を聞けば聞くほど、というのは、これは
今、落ちついていっているなどということではない。
ある意味で言ったら、やらざるを得なくてやって
いるという極端な表現もできるのではないかと思
うんです。

そういう中で、稲もそうなんですけれども、幾

ら合理化をどんどんしていくといったって常に
物財費がすごく高いんですよ。その高い物財費に
対する対応が農林水産省でもっと積極的にやら
れて、物財費を引き下げていくということをやら
なければ、それこそ物財費のところでしなかつた
ら、あと労働費を減らすというところしなかつた
ら、くるんですから、物財費を減らす努力という
ものを積極的にやってもらいたいということであ
ります。これはしやにむに大型機械を入れると
いうことがいいとは限らない場合も随分ありま
すから、そういう点も十分に考えてもらいたいと思
います。

そこで、あと二問だけ、時間がなくなりました
から。

一つは、これも大臣のお考えを伺いたいのであ
りますが、食料というのは、世界的に今一億人ず
つ人口がふえる。耕作面積はほとんどふえない。
逆にいろいろな環境が出てくるという状況があり
ます。こういう中で世界の食料というのを考えて
いくときに、我が国の貢献ということが非常に大
事なんじゃないだろうか。食料に対する貢献とい
うのは、一つは、去年のあれみたいなときに緊急
輸入してそれぞれのところを困らせるなどという
ことがないようにすること、これも大事な
ことですね。もう一つは、最大限つくれる物はつ
くって飢餓を減らしていくための努力をしていく
ということだと思ふんです。私は、米の生産調整
にしたって、生産調整をしなけりゃならないとい
うことは国際貢献に反すると思ふんです。す
ばらしい米でもいろいろあると思ふんです。

そういうことでありますから、食料に関する国
際貢献については私は積極的に我が国が世界食糧機
構でも提起して、飢餓をなくするための先頭に立つ
ということが必要だと思ふんですが、大臣、いか
がでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君) この世界食糧管理機構
問題につきましては、たしかアメリカのキッシン
ジャー国務長官から一度御提言が、たしか一九七

○年前半だったと思うんですが、ありました。そ
のときにキッシンジャーさんの提言は、六千万ト
ンの国際備蓄、そしてKR援助等を通じて一千万
トンの穀物援助を先進国が努力目標としてやつた
らどうかという問題があったと私は記憶して
おるわけでございします。これらの御意見とい
うものを一九八〇年の国際小麦協定の改定のとき
に食料の備蓄や援助の枠組みに関するさまざまな議
論がなされて、その結果として現在の食糧援助規
約、世界食糧計画などの国際的な食糧援助システ
ムが構築されてきたと私は考えておるところでござ
いしますし、稲村委員もその御認識は同じだろう
と思ふんです。

そこで、我が日本としましては、こういった国
際的な援助システムには発足以来参加しまして、
世界の食料不足、飢餓の克服に対し積極的に貢献
してきておる、こう考えておるところでございま
して、おっしゃるような世界食糧管理機構の具体
的内容とか、あるいは今のお話しですぐ中身どう
のこうかというところまでいくかどうかかわりませ
んが、食糧・農業分野の、今申し上げましたような
国際機関が果たしてきた役割というものを考えな
がら、慎重に検討していく問題である。しかし、今
御提案をいただきましたものは、やはり念頭に置
いて考えなくては行けない。そういう中で、日本
は世界の最大の農林水産物の輸入国でございま
す。

それで、その御提言の中身が十二分にわからぬ
のでありますから、もしそれをやろうとして、日本
がいろいろな国から食料を新たに買い込むという
機構であるとする、先ほどおっしゃいました昨
年の日本の米不足でタイの国民の皆さんには大変
御迷惑をおかけして申しわけないと思っております
ですが、ああいうようなケースが起らないよう
なシステムをあわせて考えなければならぬと思
います。

以上でございます。
○稲村稔夫 時間がなくなりましたから、あと
一つ聞きたいと思つたのはやめます。

女性の地位の問題について伺いたかったのであ
りますが、結局私も男性でありましたから、最後
に回ったために女性の地位の問題が質問できなく
なりました。これはやはり、全体の農村の女性の
地位の問題として我々のところにもあるというこ
とを反省しながら、終わりたいと思ひます。

○星川保松君 大臣、麦価についてはいろいろと
御苦労さまでございしました。私も麦価のことでゆ
うべほとんど寝ておりませんので、頭がぼおつ
として質問のこともよく整理できない状態でありま
すが、せっかくでありますから、要点だけ三つ御
質問を申し上げます。

まず第一は、ガット・ウルグアイ・ラウンドを受
け入れるということになりまして、農家の皆さん
は、特に米だけは何とか最後まで守り抜きたいと、
こう思っておたわけでありまして、その最後の
とりでまで取り崩されるような感じを受けまし
て大変な気分を失っておるような状況なわけでござ
います。

それで、政府としては緊急農業農村対策本部と
いうものをつくって、総理が先頭に立つて本格的
な国内農業・農村対策をやると、こうおっしゃ
ておるわけでありまして、それではどういう形で
これが行われるのかということ、元氣はなしく
しましたけれども、農家の皆さんはそれを期待して
おるわけでございします。

それで、私どももどういふ対策をするのかとい
うことを時たま聞きますけれども、こういう対策、
あそこはこういう対策というような指摘はあるん
ですけれども、みんなどうも隠れておるような状
況で、はっきりした形で見えてこないような感じ
がするわけでございします。やはり農家の皆さんに、
ガット受け入れ後の国内対策はこうである、一つ
これ、二つこれ、三つこれ、こういうふうな明確に
わかる形で提示しないと農家の皆さん元氣出せな
いんじゃないかという気がするわけでございま
す。

聞くところによりますと、韓国ではかなり明確
な具体的な方策を打ち出しておるということであ

りますから、やはり日本でもはつきりした形で打ち出すべきだ、そうしないと農家の皆さんが受け入れることはできないんじゃないかと思ひます、それについてまずお伺いいたします。

○国務大臣(加藤六月君) 先ほど来いろいろ申し上げておることも、御質問も諸施策、諸対策をどうするかということに結局なっていくわけでございますが、私は、今回の受け入れを契機として逆に日本の農村・農業というものが活力のある、潤いのあるものになるように国会を初め各界各層の皆さん方と英知を絞って具体策を打ち出していかなくてはならぬ、こう考えております。

なお、韓国がいろいろおやりになっておる問題については私も十分承知し、勉強もいたしております。また、その問題点あるいは韓国国内におけるいろんな世論というのいろいろな方面を通じて聞いておるところでございます。

○星川保松君 今回の麦価の問題につきましても、やはり一番大きく財政当局が問題として取り上げるのはいわゆる内外価格差なわけでございします。麦について言いますと、輸入の小麦はトシ当たり三万円で、国産の小麦はトシ当たり十五万だということでございます。五倍の内外価格差がある。

結局、そういう中で生産者を保護するということになる、消費者の犠牲のもとに生産者を保護するんだというふうな声もあるようなのでございします。そういう価格差があるということは、これは認めなければならぬわけでありますが大変な価格差であります。しかし、これは何とか少しづつでも縮めていかなければならないことは当然のことでございます。

それで、それを縮める方法として今農水省が考えておられるのが、生産性を高めながらコストをダウンさせていくんだということで、その方策の一つがいわゆる新農政ではないかと私は思ひうわけでございします。その新農政の目標というのは大体十年と、こうなっておるわけですが、麦の、麦の五倍の価格差のあるようなものを、少しづつでもコストダウンして価格差を縮めていくと

ても、十年で五分の一に持っていくというのはもう至難のわざではないかと、こう思ひうわけですね。しかしそれはやらなければならぬということになりますと、この新農政の政策が本当に毎年着実に進度を高めながら進んでいかなければこれはどうしようもないということになるわけでございします。

したがいまして、この内外価格差の問題と、いわゆるこの新農政における、規模を拡大してしっかりと経営体をつくって生産性を高めながらコストを下げていくという関係をもとに考えておられるのか、それについてひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 私たちお互いさま国会議員として、そしてまた農政に携わる者としていつも忘れてはならないことは、私は内外価格差問題はあつたと思ひます。

そういう中で、一昨年お決めいただいた今御指摘の新政策、これを的確に確実に総合的に推進していくことによりまして規模を拡大し、生産性を向上して、国際競争力という言葉は大げさかも知れませんが、内外価格差を縮めるようにたゆまざる努力をしていかなければならぬというのは星川委員と私と全く同じ考えでございます。そして、我が国の農産物価格をお互い議論し、決定するときにも内外価格差というものを頭の中に置きながら議論しないと、本当の意味で国民から日本の農業、農政というものが見放されてしまつては大騒動である、こういう考え方を持っております。

○星川保松君 最後です。ただ内外価格差ということ、コストのことばかりを考えていつてしまつたのでは、これはもう日本の農業は成り立たないということになつてしまふと思ひうですね。ですから、それでは安いのものは何でも外国から買えばいいのか、何も農業生産としてやらなくてもいいのかということまでいくと、それではだめだ、消費者の皆さんもそれじゃだめだ、こうなるわけなんです。

それでは、どこまでこれは、国民としてのいわゆる食糧安全保障という立場からも、安全保障料として支払つてもどこまでは自給をしなければならぬという線がはつきり出てきませんと、年じゅう問題ごとにその押し問答が始まるんですね。だから、年じゅう押し問答が始まらないように、国民的な合意のもとに、幾ら国民的なコストがかかってもどこまでは自給するんだということをやはり農水省あたりが提示して、それで議会や世論に訴えてという、国民的な合意のもとに線を決めておいて、ここまでは自給するのだからだれも文句は言わないことというふうにしなさいと、年じゅう押し問答で押し問答されたりということはどうもけじめがつかないんじゃないかと、私はこういうふうに思ひうわけであります。

とにかく最低限度、麦はここまでは、米はここまでは、何はここまではというふうに自給、それについて後には一切文句を言わない、幾ら金がかかっても出さしようというふうにして決めてしまふのが大事だと思ひうんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○委員長(浦田勝君) 官房長に申し上げます。もう時間も過ぎておるから簡潔に答弁してください。

○政府委員(高橋政行君) 現在、自給率につきましては、平成二年に農作物の需要と供給の長期見通しを示しております。その中で、自給率につきましては平成十二年度でどうするかという格好で明示をしております。御存じのとおり長期見通しから算出しておりますが、いわゆる計画経済というわけにもまいりませんので目標とか計画といったような強いものではございせんが、現在お示しをしております。

それで、こういう新しい現在の状況の中で、今後どういふふうにしていくのかということは当然問題になるわけでございまして、主要農作物につきましては、現在の新たな長期見通しの策定につきまして、現在どんなふうにしていったらいいかということでも農政審議会でも御議論をいただいております。

ので、その議論を踏まえまして検討作業を進めつつあるということでございます。

○風間昶君 それでは二、三点お伺いしたいと思ひます。

まず、食料自給の問題ですけれども、先ほど大塚先生の方からもあつたわけですが、これも、現在輸入で不足を補っている状況で、これから世界人口の伸びと、そして食料の生産量の伸びとをずっと見ていくと、恐らく数十年後にはかなり、国内的には高齢化社会だし、対外的にも日本は深刻な食料難のところに入っていくのではないかと、いふふうに考えられるわけですね。

そういう状況の中で、今後とも豊かな食生活を維持していくには、農業自給では、国内供給可能なものは国内供給、そして輸入と備蓄とを適宜組み合わせ、安定したことをうたつておりますけれども、やはり一番大事なのは、その中で私は食料自給の問題だと思ひうわけですね。

先ほど大塚先生の方からも、今の農業基本法をアレンジしながら抜本的に改正していくことも含めた御意見、御議論があつたわけですが、現在、自給率引き上げの根拠になる法的なものがないというの私は問題点ではないかというふうに思ひうわけですね。だから低下傾向にはどうもかけられないんじゃないかと。法的な問題だけではできないのかもしれないけれども、この自給率アップを明確に法的に位置づけるといふ考え方に、まず大臣に所感を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋政行君) 今、先生からお話のございましたように、自給率を法律とかさういったものではなく、計画とか目標とかさういった形で位置づけるとか、そういうことができないかというふうな御意見だと思ひますが、御存じのよう、この自給率といふものは結局、生産と消費、その関係で決まるわけでございします。

それで、例えば需要、いわゆる消費の方でございますが、この消費というのは、国民が日々の食生活においてどういふものを選択していくかとい

う予測に基づいて計算をしているわけでございます。それからまた生産につきましては、農家の皆さん方がそれぞれ経営判断の中で主体的にどのような作物を選択するかとか、あるいは組み合わせでいくとかというように決めていくことになるわけでございます。

したがって、そういうそれぞれの消費者なり生産者の皆さん方の選択の問題として決まってくるものを、非常に固定的に、計画とかそういう置づけていくというようにはなかなか難しい、なじまないものではないかというふうに思っております。

したがって、現在、農業基本法に基づいて長期見通し、いわゆる生産と需要の見通しを定めておりますが、その際に我々試算値という形で自給率というものを示して、一つの目安といえますが、そういうことにお示しをし、いわゆる我が国の国土資源といえますが、そういうものをできるだけ有効に活用して可能な限り国内の農業生産を維持・拡大するという格好でつくっているというものでございます。

○風間組君　でも、これはハードの意味ではなくて、生産者の方々に目標を与えていくということも考えに入れるとある程度は必要じゃないかというふうには私は思います。それがなければこそ今までの問題になったのではないかとこのように思っています。

次に、ラウンド後の国内農業政策について、交渉の妥結に伴ってかなり農業市場も開放が迫られるわけですが、そういうことで日本の農業の持つべき方というか進め方が、一方で国際化に対応しなきゃならないということで競争力を向上しなきゃならない。あるいは低コスト化という国内農家の競争力の向上が不可欠であるということなどは大事なんですけれども、もう一方で、限られた日本の土地で、しかも農産物をつくることは明らかに限定されているわけですから、いよいよそこにおける環境をどうやって、それこそ三

十年から五十年単位ぐらいで考えた農業をやっていくかということが求められているわけなんです。ただ単に肥料をどうこうすればいいとか、リサイクルをちよこちよこやればいいとかという問題ではない。

それは具体的手法としてはあり得るかもしれないけれども、もうちょっと自分自身のこれから種の生存を考えていくならば、そのところから環境保全型農業の理念というのをきちんと打ち立てていくべきではないか。もちろん、理念はあるからこそ環境保全型農業の三つの大きな柱が六年度に講じようとする施策の中に柱として出てきているわけですが、新政策ではちよこちよと環境保全型農業の重要性がきちんと出ているような感じが私はするわけです。

そういう意味で、少なくとも二つの世紀ぐらゐの土壌の中で育っていくものをリネージュしながら人間が食べていくことを考えるならば、環境保全の農政をどうしていきたいというものをきちんと出すべきではないかと思っておりますけれども、どうですか。

○政府委員(日出英輔君)　今、先生のお話でございますが、私も大変大きな課題であるともいえますが、今お話しのようないわゆる環境保全型農業推進をどういうふうに行っていくのか悩んでいるところでもございます。悩んでばかりもいられますので、先般、四月に農林水産省の中に環境保全型農業推進本部というのをつくりまして、いろいろな方のお話を聞きながら、実践的にこれから大々的にこの環境保全型農業を進めていきたいというところでございます。

ただ、先生もお話になっておられましたように、この環境保全型農業自体が非常に多様な地域で多様な形で進められております。これをどういう形で支援していくのかということでございますが、一応私どもは平成四年から環境保全型農業推進事業ということで都道府県段階で技術の実証というようなことを始めたわけですが、これからはもう少し幅広く全国各地で多様なものが広

がっていくように、今度は市町村段階でこういった実践的な環境保全型農業に取り組んでもらう、こういうことを平成六年度から進めていこうというところでございます。

有機農業もあります。あるいは減農薬、減肥料というのもございます。あるいはいろいろな生産資材で新しいものを使っていくのもございます。私もとすれば、今の段階では、こういった技術開発の進展もございまして、慌てずこいつた多様な環境保全型農業というものを着実に推進していくようなやり方をとっていききたいというふうに考えている次第でございます。

○風間組君　老人保健福祉計画を各市町村段階で策定して出して、それを総合的に判断して国も福祉ビジョンにのっとってやっていくという事、具体的には環境保全型農業としてどういう手があるかということも含めて、もう少し幅広く農水省としても意見をとり、もう少し幅広く農水省という計画を出していただくというふうなのも一つの私の方針じゃないかというふうに思っていますので、ぜひ大臣御考慮をいただきたいと思います。

次に、これで最後ですが、捕鯨問題について若干伺いたいと思います。

さきのIWCメキシコ総会で、例の南水洋サンクチュアリーですか、設定されて、十年ごとに見直すというところが採決され、また、私も日本が出した沿岸小型のミンクジラが対象から外されるという状況になって商業捕鯨への道が閉ざされる状況になり、さらには、今まで毎年恐らく一億数千円も提出して全面的な支援を行ってきた調査捕鯨の道もこれから厳しいう状況が踏まえられて、大臣も記者会見で述べられておりましたけれども、科学的根拠に基づいてやっていくというところを主張しているにもかかわらず、やっぱり感情的な捕鯨禁止論が根強いことは非常に残念ですけれども、巷間のIWC脱退というふうな意見まで浮上しているようでありまして、今後我が国としてはIWCとどういうふうにかかわって

いくべきなのか、そういうことをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(鍋西道雄君)　ただいま委員御指摘のとおり、我が国は従来から、IWCにおきまして科学委員会の検討結果というものが総会の意思決定に反映されていらないのではないかと、いろいろな場で発言もし、意見を表明してまいっているところでございます。

本年のIWCの年次総会におきましても、科学的根拠が明らかにされないままに反捕鯨国の数の力でいけば一方的に南水洋のサンクチュアリーが可決されたというふうなことに見られますように、そもその根拠規定でございまして国際捕鯨取締条約の精神である鯨類の保存と適切な利用というものが否定される結果になったということは、まことに残念なことだというふうに考えているところでございます。

こういう状況にかんがみまして、IWC総会の最終日の我が国代表の閉会のステートメントにもございまして、我が国とIWCとのこれまでの関係を直視する必要があるんじゃないかというふうに考えている向き、おっしゃる向きもいろいろございます。

私もいたしましては、条約締結国の固有の権利でございまして異議申し立て、あるいは極端な場合は脱退を含めて、もう少し各方面の御意見を聞きながら、どういう対応をとることが海洋水産生物資源の持続的利用という、我が国の基本的立場でございまして、これは国際的にも国連海洋法条約あるいはアジェンダ21等々で確立している概念でございまして、そういう概念に沿って、かつ日本の国益に沿うことになるのかということも総合的に検討いたしまして最善の結論を出したい。まだ若干時間がありますので、十分そのあたりについて情勢分析というものをやっていきたい、かように考えているところでございます。

○林紀子君　私も麦価の問題から伺いたいと思います。

きょう米価審議会が開かれ今年産の生産者麦価

が決定するわけですが、この決定は羽田内閣が誕生して最初の決定です。また、ガット協定に調印して最初の決定であるという点で大変重要な意義を持っていると思います。

しかし政府の諮問というのは、基本価格は引き下げる、調整額二十七円を上乗せして据え置きという諮問だというふうになっているわけですが、でも、ガット合意受け入れて今農家にはあきらめが広がっておりますから、今回の決定に当たりましては、特に農家が意欲を持って生産できるように、そういう引き上げというのがぜひ必要だと思いますが、大臣はいかがですか。

○国務大臣(加藤六月君) この数日、今のような御意見を熱心に承っております。熱心な御要請、御要望を承っておりますのでござい

ます。先ほど衆議院の本院におきまして私がお答えいたしましたのでございますが、本年産麦の政府買入れ価格につきましては、従来どおりの算定方式、いわゆる産地方式により算定結果が現行価格とほぼ同水準、九千四百円に對して九千八百三十三円、二十七円低い水準になったことを踏まえて、生産者の生産意欲に及ぼす影響にも配慮して据え置くこととさせていただきますということで、そして、衆議院の本院が済んで飛んで三番町の米審会場へ行きまして、就任のあいさつと諮問したことに付いて委員の皆さん方よりしく御審議いただきたいというお願いをしまして、こちらの参議院の農水委員会に出させていただきますという現状でございます。

○林紀子君 ガット最終合意に署名した。それは政府はしましたけれども、国会の承認というのは先ほどお話しがありましたようにこれかなわけですから、内外価格差の縮小などということを引き下げということは絶対に許せないということを強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、国営筑後川下流土地改良事業について伺ひたいと思ひます。

請事業ということで着工して以来、県営の関連事業も合わせますと、総受益面積が三万ヘクタール、関係農家約七万戸、我が国でも最大規模の事業だということですが、事業工期の延滞、事業費の増加、そして生産者価格の相次ぐ引き下げ、農産物の自由化、そして農家所得の減少、こういう中で農家は負担金が重過ぎるということで、東背振村や神崎町の地域では農家が集団で土地改良区に脱退届を提出する、こういう事態にまでなっているということですが、大臣はこの事態をどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 事実問題ですので、私から答弁させていただきます。

私も、きのう先生からの質問通告がありまして、改めてNHKのビデオを見させていただきました。勉強させていただきました。かなり事実と誤認があるようでございまして、今、農家の負担の軽減の問題につきまして若干御説明申し上げます。この事業の負担割合というのは、国営部分が六〇%、公団部分が五八%、それから県が二五%、公団部分が五八%、それから県が二五%、農家が残りの一三%から一五%だったわけでございます。しかし、負担軽減が地元農家から強く要望された、それから平成四年度に国の負担割合が六〇%から三分の二に変更になったということから、福岡県、佐賀県、それから関係市町村におきまして、農家負担を軽減するように今、条例を定めるべく検討が進められております。その中身を見てみますと、具体的には農家の負担割合というのは、当初の案ですと国営では福岡県で一三・三%、これがゼロ%になります。それから、佐賀県では一五%でしたが、これがゼロないし四%になります。公団の部分につきましては、福岡県では一三・三%だったんですけれども、これがゼロ%になります。それから、佐賀県では、農家の負担部分が一五・七%だったんですが、これがゼロないし四%になります。農家の負担割合はゼロないし四%、非常に軽減された形になっているというところでござい

ます。ただいっていることでは、大変それは前進的な方向だと思ひわけですが、しかし農家負担が軽減された分、今のお話にありました、国は三分の二ということですが、それ以外の部分というのは結局市町村の負担がふえるんじゃないかと思ひわけですね。そうしますと、財政規模が小さな市町村に農家がゼロになった分負担がふえるということになりました。また市町村というのに対しては非常に新たな大きな問題というのが生まれると思ひわけです。その分やはり国が負担をしていただく、そのところをぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長(浦田勝君) 入澤局長、簡潔にお願いします。

○政府委員(入澤肇君) 簡潔に。確かにそのとおりでございますけれども、私ども平成三年度に市町村負担のガイドラインというものを出しております。平成二年度から負担実態に即した事業費補正など地方財政措置が充実してきておりますので、地方公共団体の安定的な財源確保に意を用いているということを御理解願ひたいと思ひます。

○新聞正次君 どうも大臣就任おめでとうござい

ます。質問に入る前に、実はきのうNHKの「クローザップ現代」でタイ米の行方というのを特集でやっております。いろいろな話題を提供しておったわけなんですけれども、その中で私が一番実はびっくりしたのは、大阪の府警が何かの遺失物係のところに、何十トンですか、何かトン単位でタイ米の落し物があつたというニュースが出ておりました。それと、東京都下などでもごみの収集の中に全く手つかずの二キロ入りのタイ米の入ったものがかかり収集されているというのを見まして、私大変ショックを受けました。これだけ我々が一生懸命、いわゆる今度の米騒動について骨を折ってきたのに、そういうような事態が起きているということ、あるいは大臣ごらんに

なつていらつしやらないかもしれませんけれども、御感想で結構でございますけれども、ちょっと聞きたいと思ひます。

○国務大臣(加藤六月君) 実は、前週東京都内のある米の小売屋さんから長い長い手紙をもらいました。いろいろのことが書いてありました。そこで、私はこの日曜日の午後、時間をとりましてこの小売屋さんを訪ねていきました。いろいろな苦情あるいは何かやと実は承りました。それから、米の小売屋さん何人かからこういう話も来ておつたというようなことも承つたんであります。

(委員長退席、理事青木幹雄君着席)

どう申し上げたいでしょうか。タイ国の人

定もあるというようなことを伺いしておりますけれども、この中山間地域の対策の推進に当たっては、私は地域の自主性を、創意工夫を生かすべきだと思っております、大臣いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君) 私は地域の自主性、創意工夫を生かすことが一番大切だと。それぞれの地域において地形も違いますし、また異なった伝統、習慣、いろいろあると思っております。

(理事青木幹雄君退席、委員長着席)

そして、総括的に申し上げますと、中山間地の活力、活性化なくして日本の政治全体、我が日本の農政全体がだめになってしまう、こういう認識の上に立つてもよろしの措置を講じていかなくてはならぬと考えております。

○新聞正次君 それでは、最後の質問でござい

私の方の地元の木曾岬干拓でございませうけれども、本当にまさに四半世紀の長きにわたりましていろいろ皆様方に、関係省庁の皆さんにも御苦労をおかけして、今回は特に構造改善局あるいは東海農政局のお骨折りをいただいて、何とか線引きだけはできたわけでございませう。本当に厚く感謝を申し上げますけれども、今回の合意について三重県が二十五年前に地元の漁協と交わしました、干拓地を農地として優先配分をするという協定があるわけでございませうけれども、果たして本当にある干拓地が農地として有効利用されるのか、あるいは今後土地利用の面で何か問題が起きてきた場合にどのように対応していくのかということについて伺いたいと思っております。

○政府委員(入澤肇君) 今御指摘のとおり、約二十六年間にわたる懸案事項でありました木曾岬干拓の県境問題が去る五月三十日の両県の知事間で合意されました、来週中にも両県知事間で最終合意になる運びとなっております。

今後、本格的に愛知、三重両県が共同で土地利用計画の策定を取り進めることになっておりまして、その土地利用の検討の結果を待つて漁業者と

の調整もなされるものと考えております。

○委員長(浦田勝君) 本件に関する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(浦田勝君) 次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び改正内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

その後の輸入自由化等の結果、製品の輸入が増加し、国内生産が減少する等特定農産加工業者の経営に影響が生じております。このような状況の中、特定農産加工業者は本法の活用により、新商品もしくは新技術の研究開発もしくは利用、事業の合理化等を行い、経営改善に一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、近年の景気低迷による食料消費の不振、価格競争の激化等から、自由化等の影響は、今後さらに強まるものと見込まれます。

このため、特定農産加工業の経営改善を引き続き支援する必要がある、本法の有効期間を五年間延長するとともに、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(浦田勝君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 いわゆる特定農産加工法、これは五年間、牛肉、かんきつ等の自由化及び例の十二品目の自由化、こういうことに関連いたしました。国内の食品加工に大変な影響を与えるので、場合によっては、この種のものについては国内の食品産業は空洞化する、またそういう兆候もあったのでもうまれば、制定されたわけでございませう。その後、五年間でそれなりの効果を上げてきておるといふことでございませうが、五年という期限でございませうので、今回あと五年延ばそうというところでございませう。

また、実際の法律を運用するに当たりまして、ふぐあいな業種の追加、関連業種の追加、こういうことも今度の改正案の骨子になっておりますが、それを推しはかるために、この五年間、これがどのように効果を上げておるかということについて、主管庁の考えをまず伺っておきたいと思っております。

○政府委員(鈴木久司君) 平成元年にこの制度が発足したわけでございませうけれども、その発足の経緯につきましては、ただいま先生がおっしゃったとおりでございませう。

金融・税制上の措置を通じて、農産加工業の経営改善を支援するという目的でこの制度ができたわけでございませうけれども、実績について見ますと、まず金融措置につきましては、新技術資金を中心に活発に利用されておりました、平成元年度から五年度までの五年間で三百二十一件、千二百一十億円に達しております。また、税制上の特別措置につきましても、経営改善のため導入した機械、装置の特別償却等が活用されているところでございませう。

なお、具体的な実例を挙げますと、例えば輸入オレンジ果汁に対抗するために、風味向上のための窒素充てん施設を導入するとともに、ラインの大型化等によるコスト低減を図ったかんきつ果汁メーカーの例とか、あるいはリンゴのプレザーブなどの果実加工製造施設を導入し、多角化を図ったリンゴ果汁メーカーの例などに見られますよう

に、各企業の経営改善への努力を支援し、一定の成果を上げたというように考えております。

○大塚清次郎君 実は、五年前と五年たった今、それから今後の食品産業、特に農産加工業を考えます場合に、やっぱり流れといたしまして、生鮮農産物から加工食品への傾向は非常に顕著なものがあつたわけでございませう。これは消費者の食生活の嗜好が大きくそういう方向に傾斜しておるといふことで、ますます重要な意味を持つわけでございませうが、その反面、やっぱり国際競争にさらされておりますので、これがありまして、なお外国の競争する農産加工品がどんどん入ってきておるといふこともあるわけでございませう。

そういう中で、いわゆる原材料の輸入、製品の輸入がかなり押し寄せてくる中で、やっぱりこの立法によってしっかりした今後の施策が必要だと思つてございませう。特にその中の国産原料をどうしてこの特定農産加工業に使用させていくかというところは、大きなこれは課題だと思つてございませう。それに、国産の農産物を農産加工業に活用してもらうためにはどのような方途を講じていかれようとおるのか、その辺をひとつ伺いたいと思つております。

○政府委員(鈴木久司君) 国内で生産される農産物のうち、農産加工業や水産加工業の原材料に用いられておりますものが現在約四分の一にも達しております、自由化等によって農産加工業が縮小、撤退を仮に余儀なくされる場合には、国内農業にも大きな影響を与えることとなります。

このような観点から、本制度におきましては、特定農産加工業と農業の双方の健全な発展を図ることを目的にいたうとともに、また、都道府県知事が具体的に個々の企業の経営改善計画の承認を行う場合には、地域の農業の健全な発展に資するかどうか、こういう観点から十分チェックをすることとしておるところでございませう。

今後とも、農産加工業と農業の双方の健全な発展を図るといふ本法の目的が達成できますよう適切な運用に努めてまいります所存であります。

このほか、農産加工業における国内農産物の利用促進を図るために地域食品産業の振興とか、あるいは農業生産者側と需要者側との間で原料農産物の情報交流の促進を図るとか、加工に適した品種の開発、普及、生産性の向上を図るといったような種々の対応をしまして、今後ともこういった農産物の活用を図るというために努力をしましてまいりたいというように考えております。

○大塚清次郎君 特にこの点については細心の注意を払って、そういう国産の原料をなるべく使っていくような体制をとっていただきたい。そうでない、輸入原料は、ほとんど内外格差が生鮮よりももっとも開いております。それから、これが調製品その他で入ってくると、化け物と我々は言っておりますけれども、外国産の原料にほとんど席巻されてしまっておそれあるわけでございますので、そう申し上げるわけでございます。

ところで、この種の農産加工を含めまして、食品工業が今資本系列化の中にあるわけでございまして、そういう意味では、やっぱりその地方地方の農業の特産地に根差した農産加工、ここにひとつ十分気を配らなきゃならぬ点があるんじゃないかと思っておりますが、その方途についてどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(鈴木久司君) 地域に根差した加工食品産業の振興を図るという観点からは、この法律におきましても対象の業種のほかにそれに関連する業種の指定というものをしております。その両者が相まって加工業の振興、発展を図っていくという仕組みになっておるわけでございます。

現在、そういった観点から、関連業種としてカンショ加工食品の製造業、パレイショ加工食品の製造業、この二種類が指定されておるわけでございまして、今回特定農産加工業を取り巻く情勢が厳しくなる中で、果汁メーカーがジャム等の果実加工食品に進出するなど多角化が進んでおるといふ実態にかんがみまして、さらに対象の関連業種を追加するという措置を講ずることとしておりまして、こういったことの対応をする中

で加工業の全体としての発展を図ってまいりたいというように考えております。

○大塚清次郎君 ひとつこの目的に沿って十分この法律が活用されるように御努力をいただきたいと思っております。

それから、この際お伺いしておきたいんですが、食品の日付表示の問題がかなり前から論議されております。製造年月日、それから賞味期限、このことについて例えば外国では賞味期限に非常に比重を置いて流通しておるわけですね。日本は製造年月日に非常に比重が置かれておる。そして、消費者の目も厳しいということでございますが、それはそれとして当然のことでございますけれども、やっぱりこの食品製造工場、食品業界におきましては今の流通の実態から大変なものがあるわけですよ。

したがって、やっぱり世界各国並みに賞味期限、賞味期限といふと問題はその容器になつてくると思うんです。その容器は缶詰、これは永久のもので品質は変化しません。それから瓶詰、これは非常に変化があります。湯煮その他があります。内容物について、それからアセプチック、いわゆるロングライフと言われる紙製品とフィルムのあるわさつたもの。それから、今度はプラスチック容器というふうなのがあるわけですね。

そういったようなものに大別されますけれども、それはそれぞれいわれる製造年月日から何日間ももてるんだという保証があるわけでございまして、そういう点ではやっぱり賞味期限というもの、その頭を置いていかないと、製造年月日中心にいきますと、主婦の方々がお店に行つて、製造年月日の古いものは買わなくなつちゃう。そうすると、これがどうかすると製造業者は返品という形になってくる。そして、製造業者はその始末がで

きないわけですね。したがって、そういう点も考えていかないと、かぬのじやないか。そうでないと、食品工業はこれはなかなか容易じやない、経営的にも行き詰まってしまうという場が出ようとしておるとい

ことがございますので、この問題を今扱っておりますけれども、今後どういうようにしてこの問題をきちっとした形にしようかとされておるか、その点について食品流通局のお考えを伺いたいと思

○政府委員(鈴木久司君) 現在、加工食品の日付表示につきましては、我が国の場合には製造年月日を原則とする表示になっておるわけでございまして、けれども、諸外国では販売期限、こういったような形でやっておりますところが非常に多いという状況にございまして。また、製造年月日表示をしてい

るというところに伴いまして、厳しい日付管理による深夜あるいは早朝の操業といったようないろんな問題、こういったものも出ております。こういったような確に行つていくというためにどのような表示がよいのかという観点から、平成四年三月から食品流通局の中に食品日付表示問題懇談会を設けまして検討を重ねてきたわけでござい

ます。けれども、昨年十一月に、今後の食品の日付表示につきましましては、「原則を製造年月日表示から期限表示へ転換することが適当。」という報告を受けております。私どもとしましては、消費者や関係団体の意見を踏まえまして、また食品衛生法に基づく日付表示制度の見直しを進めております。厚生省とも調整を図りながら、JAS法に基づく食品の規格及び品質表示基準の見直しの作業を進めているところでござい

ます。年度内にはこの規格表示の見直しというものをしましてまいりたいというように考えております。○大塚清次郎君 最後に、大臣にお伺いしたいと思

います。先ほど私が申し上げましたように、消費者の志向傾向としては、生鮮から加工食品へ非常に大きな流れで今、流れが加速されておるといふことでございまして、今度、新農政についていろいろ施策をやっていく場合には、食品産業というのを一つの大きな今後の農政の柱にした施策の対

応を、農政審議会等で今論議されておりますので、特にこの機会に大臣とされましても関心を強くされまして組み入れていただきたい、こういうことを思っておりますけれども、加藤大臣のお考えを聞いておきたいと思

○国務大臣(加藤六月君) まず、それをお答えする前に、実はけさ、女子学生の就職に対する関係関係会合が開かれました。私は農林水産大臣として、食品産業は五十数%の女性の働く職場である、今後さらにその可能性をふやしていきたいということを中心とした趣旨の発言を早朝からの関係会合で言つておいたのであります。

ということとは、我が国の食品産業というものはさらにさらにこれから発展していく、またいかなくはならない。農政を考える場合に、農業と食品産業とが車の両輪である、こういう立場で考え、推進していかななくてはならぬ。そして、それはもう今まで局長が答弁しましたような、いろいろな思いを込めての問題でござい

ます。したがって、農政審議会その他におきまして、我が国の食品産業のさらなる位置づけというもののついて真剣に検討していただくようにお願いしたいと思

く到来してそれを継続するという趣旨の法案であります。原則的に私は賛成の意を表するものであります。しかもまた、若干の希望、要請については、後ほど提案されます附帯決議にも私の意向が反映されておりますので、私は、限られた時間ですの私の質問を展開してまいりたい、こう思っております。

この加工法ができたのは、そもそもその地域の生産者と、そして消費者に安全な良質の加工食料を提供するというのが本来の目的であって、加工業を振興、発展させるための援護法だと理解しているわけでありまして、五年間経過してその成果がどこにあるのかという形であらわれてきて、問題点がどこにあるのかをお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(鈴木久司君) 今回もう五年間の延長をするわけでございますけれども、この五年間での融資実績、これにつきましては、件数で三百余件、金額にしまして一千億余の融資を行って、それぞれの加工業の振興を図ってまいってきているわけでございますけれども、その後の状況を見てみますと、五年前の自由化当初におきましては、消費者の志向が低価格品よりも高品質に傾けられる傾向にありまして、外国製品との競争が価格面よりも品質面に重点的に行われることが多かったのに対して、近年では景気の低迷期を価格等を反映しまして、消費者の低価格志向がかつたといはれ強まっております。また、外国側の方でもその対応におくれが見られておたわけでございますけれども、その後、市場調査に基づきます新商品開発とか流通体制の整備等も積極的に行いまして、いよいよ輸出を本格化させようとしております。そういうような状況でございますので、加工業を取り巻く情勢はかなり厳しくなってくることを考えられるわけでございます。

こういったような情勢変化も踏まえまして、今後とも、この法律を五年間延長しまして、引き続き的確な支援をしてまいりたいということでやっているわけでございます。

○三上隆雄君 前段言いましたように、この法律を制定することによってその効果が加工業に及んで、その加工業を支えている生産段階に好影響を及ぼすというのがそもそもの法のねらい、願いである、こう思うわけでありまして、先ほど大塚先生も言われたように、その法律が制定された、しかしその間に牛肉・オレンジ、リンゴ果汁、そしてまた今回のウルクアイ・ラウンドの決着によって米までも入ってくる事態が出てきたわけでありまして、

そこで、かつてはミカンの生産量が三百六十万トン以上あったものが、きょうの新聞にも出ておりますように、今回百四十万トンに調整すると、こういうふうな段階的に減少しているのを見て、この加工法ができてオレンジの国内原料の需給という点、その点についてお伺いをしたいと思います。なおまた、オレンジの生果の消費動向も含めてお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(日出英輔君) 生鮮オレンジは、御案内のとおり平成三年四月に自由化され、あるいはオレンジ果汁につきましては、平成四年四月に自由化されたわけでございますが、生鮮オレンジの方につきましては、自由化された年の平成三年は、カリフォルニアの寒波の影響等もございまして、輸入量がそれほど多くなかったわけでございますが、四年はかなりふえ、五年はまた低迷といった形で、生鮮オレンジの影響は、直接的には温州ミカンへの影響はなかったように思いますが、晩かん類へのちようど出荷周期の価格に若干の影響があったというふうに見えているわけでございます。

なお、四年、五年の温州ミカンにつきましては、実は価格が低落をしておるわけでございますが、これは自由化の影響といえますよりは、果実が小玉であったこと、あるいは天候不順によりまして糖度不足によったといったようなことが考えられるわけでございます。

ただ一方、オレンジ果汁でございますが、これは間違いなくやはり自由化の影響といえますが、平成四年四月の自由化以降、オレンジ果汁の輸入

量が大幅に増加をいたしておるわけでございます。輸入オレンジ果汁の価格が極めて安いというふうなことで、全体のかんきつ果汁の消費量が落ちていく中でオレンジ果汁が増加していることから、国産の温州ミカン果汁の消費量が自由化以前に比べて大幅に減少している、これが生果の方にも影響を及ぼしている、こういったようなことであろうかと思っております。

○三上隆雄君 オレンジの自由化によってミカンの消費に影響があったのが、ミカン自体の品質なり特質なり、そういう関係で消費が減っているという趣旨のお答えでありましたけれども、日本のミカンはミカンの特性があつて、そして、ミカンのいわば消費文化、そういういろんな要因をつくってミカンの発展があつたわけでありまして、私には、しかもこの果物消費というのは、日本の一億二千万の胃袋というものが、そしてまたその胃袋のための予算というものが決められていると思うわけでありまして、ミカン産業がここまで停滞したことは、やはりオレンジの自由化によって、そこにオレンジが入ってくることによつて一番類似の品種というが果物でありますミカンに影響したものだ、こう思っているわけでありまして、その私の認識をいかがお考えでしょうか。

○政府委員(日出英輔君) 先ほど私が申し上げましたのは、生鮮オレンジあるいはオレンジ果汁の自由化が平成三年あるいは平成四年に行われたわけでございますが、私もとすれば、生鮮オレンジの自由化によりまして直接温州ミカンへの影響は見られなかったというふうなこと、あるいはオレンジ果汁の輸入の方はかなり大きな影響があるということを申し上げたわけでありまして、ただ、この大前提としますと、先生も今ちよつとお触れになりましたが、我が国の一人当たりの果実の購入金額は順調に伸びてきているわけでございますが、一方で多様な消費という形で、かつてのミカンだけということから、多種多様なものの消費が購入金額あるいは購入数量ともにそういったような傾向が非常に顕著に見られるわけでございます。

す。こういったものが、実は果実の王様でございます。温州ミカンのいろんな需要あるいは生産に構造的な影響を与えているのではないかと、うな思ひをしておるわけでございます。

○三上隆雄君 限られた時間でありましてから進みたいと思ひますけれども、私は、その需給のバランスによつて、消費者の志向の関係もあるけれども、やっぱり市場のバランスによつて価格が低落し、そしてまた生産も消費も減つたものだと思ひまして、以後質問を進めていきたい、こう思っております。

そこで、次にかんきつ果汁の国産原料の比率が、この制度をつくつた段階と現在とはどういう推移をしているか、簡単に答えください。

○政府委員(日出英輔君) オレンジ果汁が、先ほど申し上げましたように、特に安価な輸入が大幅にふえた結果、かんきつ果汁全体の需要が伸び悩んでいくというところで、先生お話しのように、かんきつ果汁に占めます国産ミカンの果汁の割合は、平成三年は約四割でございますが、平成五年は三割を切る水準になっているわけでございます。

○三上隆雄君 この単年度の推移を見てもやはりこれだけの影響があるということ、まずかんきつ関係の状況でわかりになったと思ひます。そこで、リンゴの問題に入っていきたいと思ひます。

先般、十六日ですが、ニュージーランドリンゴの第一便が入りました。これは昨年六月一日をもつて、私も含めて生産者、農業者、消費者の抵抗、反対があつたけれども、国際情勢でやむを得ない、植物防疫法からいつて技術的には問題がないという理由から入れることになりました。今度はアメリカから執拗に要請されているわけでありまして、

は幾らで、その値段はどういう評価をされますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(日出英輔君) 先生お話しの新ジールランド産のリンゴでございますが、商業用の輸入という事で五月十八日に十九トン入は入ったわけでございます。

この輸入価格、業者の売り渡し価格でございますが、一キログラム六百円程度と聞いております。これはかなり高い水準でございます。現在の国産の平均卸売価格が二百六十五円程度でございますから、かなり割高でございます。小売価格につきましては、これはいろいろサンプルの売っておりまして、これはよくわかりませんが、一個、二百グラムぐらいでございますが、これが百円ないし百六十円程度ということで、国産の平均小売価格に比べますと同程度あるいはそれ以上の価格で販売されておるわけでございます。

ただ、基本的にはニュージールランド産のリンゴは一キロ一ドルぐらいが輸出価格でございますので、今後輸出戦略も考えますと、日本向けに……

○三上隆雄君 ちよつとすみません。今、輸出価格は幾らと言ったんですか。

○政府委員(日出英輔君) キロ一ドルでございます。

結局、日本向けに販売戦略を考えた一つの価格で持つてくるということも十分考えられるかと思つております。

○三上隆雄君 今、ニュージールランドの現地の輸出価格がキロ百円、それにどの程度のコストがかつて日本の小売価格がでると思ひますか。

○政府委員(日出英輔君) 正確にはまだ本格的な輸出が、十九トンという大変少量でございますのでよくわかりませんが、仮に輸出価格が百円といひますか一ドルということになりますと、それに輸入されるまでの間の運賃でありまして、か関税、諸経費等を入れますと、これが大体一・五倍ぐらいの水準で輸入原価が構成されるのだらうと思つておりますが、これはあくまでも商業的に輸出してきますときにはそれぞれの国の販売戦略がござ

いますので、一義的には言にくいかと思つております。

○三上隆雄君 大変巧みなお答えだと思ひます。そうすると、現地価格がキロ一ドル。私は百円と言ひます。百円に対して、集荷、運送、国内の販売コストを入れておおよそ一・五倍と言ひましたね。

○政府委員(日出英輔君) 今、私が申し上げたのは、商業的に輸出をする場合にはそのぐらいかかるだろうというふうな申し上げたんですが、ただ本件のリンゴにつきましては、さらにいろいろな植防上の経費あるいは特別な荷口のもの等々かかりますので、ちよつと私も正確にわかりませんが、かなり割増しといひますか割増の経費がかかるんではないだろうかというふうな思つております。

○三上隆雄君 そうすると、キロ百円に対して一・五以上かかるというふうな局長の答弁でありますから、二倍にしてもキロ三百円ということになりますね。十キロで三千円。十キロで三千円ということとは、この間の十九トン入ったときの値段からいいますと、あれは一個の販売を逆算すると七、八千円という単価に相当するわけですが、あれが国内では、ニュージールランドのリンゴはあの程度の品質であつた程度の価格ですよというイメージを与えたと思ひます。その意味では、ニュージールランド側にすれば大変な販売戦略的効果があつたと思ひます。

私は、その判断が早計ではないか、今、局長が言われたようなそういう販売単価、あるいはそれよりもつと安い単価で入ってくるんじゃないかなと思ひますが、私の認識をいかが思ひますか。

○政府委員(日出英輔君) これにつきましては定かには申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、ニュージールランド産のリンゴの輸入価格自体は六百円程度でございますが、今回は特に大手の量販店などでサービス品という形で実は提供していることもありまして、一個百円から百六十円程度ぐらいで販売されたようでございます。

これはただいまの商業用の第一便として売られたものの値段、価格関係でございますので、こういったものが今後出血サービスで続くともちよつと思ひますし、まだまだ価格関係がどうなるかということについてはなかなか定かには申し上げられないような段階ではないんじゃないだろうかと思つております。

○三上隆雄君 実はいまの通告の段階で、政府の情報網からいつたら将来どのぐらいの販売単価が出るかという予想ができるでしょう、一日もあつたら、それがなぜきょうの今の段階で予想できないんですか。あえてそれを回避しているんじゃないですか。

○政府委員(日出英輔君) これはなかなかそれぞれの国の販売戦略がかかわつておりますので、単なる原価計算でやるわけではございませんし、一番問題なのは、先生も御案内のとおり、大手の量販店が目玉といひますかサービス品になるかどうかということだと思つております。

私も、例えばニュージールランド産のリンゴでございましてロイヤルガラというところで、実際試食してみましたが、現在日本国民が食べております陸奥、つがるに比べますと品質的には、こつ言つてはなんでございまして、いまいちだということでございますし、それほどサービス的な目玉商品になるとは思つておりませんけれども、ちよつと今の先生のお話につきましては、そういう原価的な問題以上に大手量販店の販売戦略等がかかわつてまいりますので、定かに申し上げられないと思ひます。

○三上隆雄君 ただいま局長の認識にしろ正しい認識かなと、こつ思つております。私は相当低廉な価格で入つてくると思ひます。

そこで、アメリカの情勢を若干お聞きしたいと思ひます。

アメリカもこの間の三十、三十一日の専門家協議によつて、きょうの新聞にも出ていますように、防疫上は問題ない、あと公聴会で利害関係者の賛

同を得れば入れることの手順一つ残すのみだ、こういう状況に相なつておりますけれども、米産のリンゴをいかに認識されておりますか。少なくともニュージールランドと比較して高いのか安いのか、品質的にあるいは病害虫の関係も含めて、できれば簡略にお願いしたい。

○政府委員(日出英輔君) アメリカは今、特に主力になりますワシントン州のリンゴの九〇％がレッドデリシャス、ゴールデンデリシャスの二品種でございます。これは我が国に入りましたときには一昔前のリンゴでございます。そういう意味では陸奥、つがるに比べますといまいちではないですか、消費者がそう食いつくようなものではないと思つておりますが、一方では、先生も御案内のとおり、アメリカも販売戦略を考えまして、陸奥、つがるの新植がかなりふえつつあるというふうなことも聞いておるわけでございます。そういう意味で、現段階で入つてくるかもしれない米産のリンゴと、これから数年後に仮に日本向けのものという事で持つてきますものには品種的にかなり違いがあるかもしれないということがまず第一点あるかと思つております。

さらにもう一つございましては、アメリカ産のリンゴは比較的小玉でございます。これを皮ごと丸かじりする食形態でございますが、こつ言つたことが日本の消費者の嗜好に合うかどうかというようなことがもう一つこのアメリカ産のリンゴの力を考えますときに出てくることだらうというふうな思つておる次第でございます。

いづれにしても、アメリカは収穫期にかなり安いメキシコ系の労働者の方々を活用した収穫作業などができておまして、日本のリンゴ産業に比べますと大変強敵でございます。その意味で、私もとしますれば今まで以上に産地対策の強化というのを考えていかざるを得ないというふうな思つておる次第でございます。

○三上隆雄君 隣の村沢先生も、入れなきや一番いいと言ひます。私も入れないことを前提としてやっているわけですが、それにしてはお

同を得れば入れることの手順一つ残すのみだ、こういう状況に相なつておりますけれども、米産のリンゴをいかに認識されておりますか。少なくともニュージールランドと比較して高いのか安いのか、品質的にあるいは病害虫の関係も含めて、できれば簡略にお願いしたい。

のれを知らずして味方の態勢はできないわけでありますから、その意味で質問を続行させていただきます。

今、局長はたまたま小玉だと言いますけれども、この間、実は私は社会党と全国の農業団体との調査団の団長として一週間行ってまいりました。オレゴン州とワシントン州の大方の有名優良産地は見させていただきました。私も実際リンゴの専門家としてあの現地のさまを見て、これは大変な驚異だと。今まで日本は、アメリカのリンゴというのは日本のリンゴに比べて大したことないよ、品質的にも収量的にも生産性からいっても弱いよと、そういう認識でおったけれども、全くそれは違つて認識を改めてきました。

それはあの枝一本一本の神経の使いよう、園地全体の整備、そしてあの乾燥地帯にスプリングラーなり点滴なり、かん水装置を完璧に施したあの大地の状況を見て、しかも今局長たまたま言ったように、メキシコの安い労働力、アメリカ自体の安い労働力、失業者もある、そういう社会的条件からいっても、私は日本の産地よりもはるかに日本のマーケットが求める品質をいつでも対応できるそういう条件はそろつていて、こう思うわけであります。

したがって、もし病害虫が全く入ってこない、生産者が要望しているとおり、入ったときには当然国の責任で要望どおりそれはかなえてやらなきゃならぬけれども、もし入ってきた、それが経済的影響を与えるということは私は目に見えて実感として受けてきたわけでありますけれども、それについて担当局長としていかが御感想をお持ちか、まずお答え願つて後に進みたいと思ひます。

○政府委員(日出英輔君) 我が国もそうでございますし、アメリカもそうでございますが、それぞれ今現実に輸入を禁止しているものを解除する場合には、それぞれ園地を指定し、それにつきまして相手国の植物防疫官がそちらに行きまして指定園地を検査し、それからずつと病害虫防除技術が確立されているかどうかということを厳しく見

る、これが大原則でございます。

そういう意味で、今回、実はアメリカ産のリンゴの対日輸入と日本産リンゴの対米輸出の話が同時に議論されておるわけでございますが、いずれにしても原則禁止しているものを解除するわけでございますので、ある意味では外から見ますと輸入障壁とまごうような厳しい手続を経て入ってくるわけでございます。ニュージーランド産のリンゴにつきましてもそれは例外ではございませんで、ある意味では大変厳しい手続だということでご非難する方もおいでになるぐらいの話でございます。

私ももしすれば、そういうことで問題になつております火傷病なりの病害虫につきまして、これが入らないように万全の防疫体制をとつてまいりたいと思つておりますが、不幸にして万一そういうものが入りまして問題が出ましたときには植物防疫法上の緊急防除、あるいはそれによつて損害を受けた生産者に対しては損失補償の規定といったような制度的な対応もございまして、私どもとすればそういうことを含めて生産者側の方に對しまして病害虫の防除技術の確立の問題、あるいは今申し上げたような損失補償の規定の問題、こういったことを含めて生産者側の方の御不安を少しでもなくするようないふ努力をいたすべく、ただいま現地での説明会を各地でやつておるところでございます。

○三上隆雄君 今、局長は、問題のその病害虫の侵入は絶対あり得ないように万全な体制を組むと言つておられます。それは昨年度の公聴会でも重々言つてきたことであります。それから、いろいろな機会にそのことを生産者からも消費者からも要望してきた。しかしながら、きょうの新聞を見て、ニュージーランドリンゴ、我々は輸出用果物からいくと常識で考えられない虫の被害のあるものがたまたま青森県の産地の農協の試食品に入つてきたんですね。きょうの新聞に出ておられます。これはどういふ検査の体制でこんなものが入ってくるんですか。十キロのリンゴを三箱買った。

三十キロですね。その中にたまたま一個入つていふことは、入ってくる確率からいふたら相当高いものなんだ、これは。今まで言つておるような厳格な防疫体制をとつておるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○政府委員(日出英輔君) 今、そういう報道が現地で出されたというところは私承知しておりますが、実は先生お尋ねのようなことにつきまして具体的に技術陣が今調査をしているところでございまして、確たることを申し上げられないわけでございますが、いずれにしても、サンプリングで入つてまいりましたときには抽出の検査になりまして、一個一個リンゴ全部につきまして検査するわけではございませんので、やはり先生のおっしゃつたようなことは、間々入ってくる可能性はもちろんなあります。ただ前提として、例えば次亜鉛素酸ソーダあるいは臭化メチル等で熏蒸しあるいは浸漬するということなやり方で、問題となりまして病害虫なりなんなりをきちんと根絶させて入れてくるということでございますので、私は基本的にそういったような心配はないんでないかというふうに思つておる次第でございます。

○三上隆雄君 いや、現実には心配ないんでなく、心配あるから万全を期してくれということを要望しておきます。その病害虫については、これは入つた時点では当然国の責任において生産者の減収補償、いろいろな生産者団体から要望のあるように、それについても万全な対応をしていただくように今この場からも要望をしておきます。

なお、今、日本の果物の中でいろんな果物があつても、先ほど言つたような日本の大宗をなしてきたミカンが半分と言わず三分の一近い状況になつております。たまたまミカンについては特定果実ということで果樹振興法の特別措置法の中で指定されて、このような事態が生じた場合には当然にその法の精神からいって補償すべき、あるいは国境措置をすべき状況に相なつておるわけでありまして、それが全く機能していない。

機能していないということを感じておりますか。

時間がないうでありますから、どうぞひとつ、その機能していない法律ですけれども、リンゴも自由化になる、一國ではまずなりました、これからまたそれが危惧されている状況でありますから、リンゴも特定果実に指定していただいて、こういう事態になつたときは果振法そのものが機能するようにお願いしたいと思ひますけれども、最後に大臣の御決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(加藤六月君) 今さつき以来の質疑応答を承つておまして、いよいよアメリカから来るリンゴについてもいろいろ問題が改めて浮き彫りにされたと思ひます。

果振法につきましても、もし必要があるならば特定果実にしないという問題があると思ひますが、何も起こつてない今日、すぐ指定するしないということとは、私がこの席で申し上げるのはちよつと困難ではないかと、こう考えております。

○三上隆雄君 まだ時間ありますから。大臣、問題が起きて生産現地が再生できないような状況になつてからそれを稼働させてもだめなんでしょう。なる前に、少なくともそういう事態になつたときにはこういう法律で救つてあげますよというのが法の精神じゃないでしょうか。

その意味で、ミカンに対して特定果実にその当時指定したわけですけれども、施行法が万全でないから今のような事態になつておるわけですよ。ひとつ御検討していただくようお願いいたします。

○政府委員(日出英輔君) お言葉をお返すようでございまして、果振法の第五条で、先生おっしゃいますように、輸入の影響で果実の価格が著しく低落したり、生産、出荷に重大な支障を受ける場合に、同法に基づきます生産出荷安定措置を講じてもなおそうした事態を克服し得ない場合には、いわゆる輸入制限等必要な措置を講ずる旨の規定が第五条に設けられており、先生はこの第五条の規

定の運用をお話しになったと思います。

先ほど大臣申し上げましたのは、今現在リンゴにつきましても、この輸入の影響で果実の価格が著しく低落したり、生産、出荷に重大な支障を受ける場合という、これに該当しないということで大抵は申し上げたわけでございますが、もちろん私どもとしましては、こういった事態を招くことのないように、リンゴにつきましても生産流通対策なり需給調整対策なりを講じてまいる所存でございますが、いずれにしても先生お話しのように、今後の推移をしっかりと見守る、そういう必要はあらうかと思つておるわけでございます。

○三上隆雄君 きょうは、法案が特定農産加工法の関係ですから、以上、質問なり要望を申し上げておきます。

後日いろいろ機会があると思つますから、特に今回は法案がたくさんござつますし、機会もござつますから、ひとついいお答えの出るように、生産者に、特に新農政で稲作から転作した中山間地帯は、畜産はもうほとんど可能性はないわけですが、そう言つては畜産農家に失礼ですけども、中山間地の農業再開には果樹に移行するというのが大きな目玉でありますから、その点も留意されながら慎重、大胆に対処していただきますことをお願い申し上げます。

○林紀子君 一九九一年に生鮮オレンジが、一九九二年にオレンジ果汁が輸入自由化されたわけですね。

本法の改正に当たりまして、政府は、自由化等の影響は、現時点ですべて出尽くしたとは言えないと言つておられるわけですが、この間の実態は、ミカン農家や果汁加工業者に深刻な犠牲を負わせております。自由化の恐ろしさ、あえて恐ろしさと申し上げますけれども、十分過ぎるほど示していると思つます。

広島県のミカン農家、果汁加工業者から聞いた実情をもとに、まず大臣にお伺いしたいと思つます。農家の方は、ミカンは接ぎ木などして生産できるまでに五年程度かかる、ことしの生果用の手取

りは、ハッサクでキロ百円、温州ミカンでキロ六十円から七十円、果汁用は若干の補償を受けてもキロ十円そこそこ、借金をして生産を維持している状況だ、営農意欲もわいてこないのが、広島県の瀬戸田町というところですけども、ここでは三〇％、因島市では五〇％がミカン畑を放棄している、こういうふうにお話を聞きました。

また、生産者団体や工場の方は、国産ミカンの搾汁量を四分の一に減らしたのに在庫を二年分抱えている、昨年は全く売れていない、高品質を目指したけれども外国産の安いものが入ってきたら到底太刀打ちできない、経営を維持するために仕方なく輸入果汁を扱っている、既にミカンの生果の調整弁という役割は果たせなくなっている、このようにおっしゃつておりました。

事実、輸入果汁価格というのは、大蔵省の貿易統計によるCIF価格、一九九三年平均価格で、五分の一減額オレンジが一リットル百七十六円、ストレートオレンジが一リットル百二十五円、こういう数字を今手元にいただいております。国内果汁を扱う場合は、原料をただにして、つまり農家の手取りというのをゼロにしても、搾汁費や運賃の経費だけで百八十円はかかる、こういうお話をお聞きました。

これを見ますと、全く太刀打ちできないというのはもう一目瞭然なわけですけども、こういう事態をまず大臣はどういうふうにお考えになるかというのを伺いたいと思つます。

○国務大臣(加藤六月君) 何年か前でございますが、私は数台の車を運んでサウジアラビアの砂漠の中をずつと行きました。何時間も随分走つたとき、ささやかな休憩所のようなものがありました。そのお店でボンジョースがあつたというので、日本の一緒に行った国会議員は随分の涙をこぼすというのか、感激の涙をこぼすといふのか、サウジアラビアの砂漠の中のと真ん中のここに我が国の缶ジュース、ミカンジュースがあつたかと。

こういうことを今思い出しておるわけでございまして、平成四年四月に自由化されました

一九〇％、あるいは五年度には一三六％と、輸入はどんどんふえてきておる。そしてまたコストもどんどん高くなつてきておる。さらに、それに加えて加えていいますか、需要が減退し、全体的な価格が下落しておる。こういう現状を見ますと、サウジアラビアの感激どころではない。国内でさらに思いを新たにしてお考えをなくちゃならぬ。その体質強化を図つていかなければならぬ。

そこで、今申し上げましたような理由から、国産果汁の需要拡大対策、あるいはオレンジ果汁の輸入増の影響による国産かんきつ果汁原料の価格低下を補てんするための果汁原料用かんきつの価格安定対策、あるいは果汁工場の整備合理化、近代化、再編整備等を実施しまして、オレンジ果汁の自由化の影響を最小限にとどめるように努力しなければならぬ、思いを新たにいたしておるところでございます。

○林紀子君 今、大臣の方から対策も伺いましたけれども、特に、生果の調整弁の役割を果たしているということを本場に発揮させるためには、加工業者が輸入果汁を使用しなくても済むようなそういう経営をしていく必要があるかと思つておるわけですね。

ですから、加工原料用の価格保証制度、今大臣からもお話がありました、もう少し具体的にどういうふうな考えをいらつしやるのか。また、例えば加工業者に対しては、二年分も在庫を抱えているというわけですから、貯蔵施設への支援、こういうものをどういうふうな考えているのか、どういうふうな今後を検討していくのか、その辺をもう少し詳しく伺いたいと思つます。

○政府委員(日出英輔君) 今、先生お話しのように、果汁をめぐる厳しい状況がございまして、この問題は、かんきつ果汁産業だけじゃなくて、お話しのようにかんきつ生産の存立そのものにもかかわるわけでございまして。

そういう意味で、私どもとしましては、当然のことながら果汁工場の施設の整備合理化でございますとか近代化、再編整備のほかに、実は昭和六十三

年度から八年間の特別補てんということで、果汁原料の価格低下を補てんするための果汁原料用かんきつの価格安定対策をやっております。これを基本的に行つていく、あるいは国産果汁の需要拡大対策を進めていく等々、これからこの問題につきましても施策の拡充強化をいたしまして、オレンジ果汁自由化の影響を最小限にとどめるように努力をいたしてまいりたいというふうに思つております。

○林紀子君 それから、雇用対策についても伺いたいと思つます。

本法の十条の規定のもとで、農産物の自由化に伴う雇用問題に係る協議会、こういうものを設けて、的確な雇用への対応を求めているわけですが、けれども、この協議会が開かれたのはいつかというのを伺いたしたら、一九九〇年までの三回だけで、生鮮オレンジの自由化が始まつた一九九一年以降というのはまったくある協議会というの機能していないというお話をお聞きました。

この協議会を開催して雇用の安定を図るということはもちろんですけども、先ほど大臣の方から女子学生の雇用ということも話出ましたから、特に雇用の安定それから拡大、そういうことも含めてどう考えているのか、具体的な問題について聞きたいと思つます。

○政府委員(鈴木久司君) 特定農産加工に係る雇用情勢につきましては、この五年間、特に前半ですけれども、食料消費が比較的好調であつたということ等も反映しまして、現在のところ、自由化等に起因して雇用面でも大きな影響が生じているという状況ではないというふうに認識しております。そういうことで、この協議会も当初の三回を開いてその後中断しておるのでございますけれども、今後とも事態の推移等を見定めながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(浦田勝君) 林君、時間がありませんので簡潔にお願いします。

○林紀子君 私、質問するに当たつて労働省の方にもお話を聞いたんですけども、やはり解雇

というような問題は出ていないというような大変のききな対応だったんですが、いろいろ現地でお話を聞きましたら、農協関係では三重や徳島の工場はオレンジの搾汁はやめた、こういうことになっていくので、それから冷凍食品や調理缶詰をつくるということで、何とか果汁だけではなくて自助努力といえますか、そういう努力もしながら今一生懸命事業も続けている状況だということも聞きましたので、のききな対応ではなくて、きちんと対応していただきたいということをお願いいたします。

そして、最後に申し上げたいのは、私たち日本共産党は、日本農業を保護して食料自給率を引き上げる努力をすることが大変重要だと考えているわけですが、ミカンやリンゴなどについては一〇〇%の自給を目指すというのを提唱しているわけですが、オレンジの自由化は既にその影響の大ききさというのを十分示しておりますし、大臣もこの法律案の提案理由説明の中で、「自由化等の影響は、今後さらに強まるものと見込まれます」というふうにおっしゃっているわけですね。政府の対策にミカン農家も加工業者も今山ほど不満を抱えています。今後の農政への不安を一層募らせていくわけですね。

ですから、こうしたことを考え合わせますと、地域農業と農産加工工業を守ろうとするならば、農産物の総自由化を進めるガット農業合意の受け入れを断固として撤回すべきだ、このことを私は強く主張して、質問を終わりたいと思います。

○新聞正次君 私の方も時間が余りありませんので、細かいことはともかくといたしまして、今回のこの改正に対してはもろろん賛成をするわけではございませんけれども、一、二ちょっとお尋ねしたいことは、関連業種の追加のところでございます。

今回、この関連業種の追加追加されております。果実加工食品製造業、それから牛肉以外の食肉調製品製造業、あるいは冷凍冷蔵食品製造業、また乳酸菌飲料・乳飲料製造業ですか、この追加される趣旨、それから、この特定農産加工工業の経営改

善というのとは大変難しい問題でございますけれども、農産加工品等の輸入にかかります事情の著しい変化にこれです十分対応できるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木久司君) 法律の改正とあわせまして関連業種の追加を行うこととしておりますけれども、これは、近年における特定農産加工工業における多角化などの状況、こういったものを支援し、その取り組みを一層強化するという観点から追加をいたそうというものでございます。追加する品目につきましては先ほど先生がおっしゃった四業種、これを関連業種として追加指定することとしていただいております。今回の関連業種の追加に当たりましては、特定農産加工工業の経営多角化の状況、関連業種の意向等を十分踏まえたところでございまして、今回の措置によって現在の特定農産加工工業をめぐる情勢に対応できるものというふうに考えております。

なお、今後とも業界等の意向等を十分踏まえながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○新聞正次君 必要に応じて対応していただけているということでございますので、それに期待したいと思っております。

大臣にお尋ねいたしますが、この法案は農産物十二品目の自由化に関して制定されたものと理解しております。このときの動きをちょっと調べてみましたら、昭和六十三年六月二十日に日米牛肉・オレンジ交渉の合意があつて、七月二十一日に農産物十二品目に関する最終合意がありました。そして、平成元年二月二十三日に法案が国会に提出されまして、六月二十一日に成立したと過去にはそのようになっているように記憶しておりますけれども、七月にその日米合意がなされて翌年の二月、つまりその七ヵ月後には法案が国会に提出されているわけではございませんか。

同様にこのことを昨年のガットの合意を重ねてみますと、昨年の十二月に合意されました、お米を含めてもそうなんですが、それから既に七ヵ月

たっております。この時点において対策として法案が出ていいんじゃないかなと思うのでございませうけれども、そうお尋ねすれば、先ほどのお話ですとこの秋ぐらいというふうなお話をちらっとお伺いしたけれども、それだけ十分議論されて出てくるということになりますと、よほどいい法案が出てくるのではないかと期待をしております。今後のガット対策を早急に打ち出すべきではないかと思ひますが、その辺についての大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 新しい国境措置のもとに、我が国の農業への影響を最小限に食い止めて、そしてさらに一歩前進して二十一世紀を目指した新しい農業構造というものをづくり上げていく、そこら辺で今幅広い視野から議論いたしております。今おっしゃいましたように後手にならないように、そしてまた思い切った案をつくり上げていくために、先ほどから申し上げておりますように、各界各方面の御意見をいただき、農政審の御意見もいただき、特に国会の意見を十分聞かせていただながら万遺憾なきを期して進んでいきたい、こう思っておりますのでございませう。

○新聞正次君 農家などは大変不安に思っておりますので、その辺を十分熟慮していただいて、すばらしい法案ができ上がることを期待して、終わりたいと思ひます。

○委員(長瀬勝彦君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(浦田勝彦君) 全会一致と認めます。よって、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

青木幹雄君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。青木君。

○青木幹雄君 私は、ただいま可決されました特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護国民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共産党の各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農産加工工業は、農産物の重要な仕向先として、農業と密接な結びつきを有しているばかりでなく、食料の安定供給、地域経済の活性化等の面においても、大きな役割を果たしている。

しかるに、近年、農産加工工業を取り巻く情勢は、輸入自由化に伴う競合製品の輸入の増加等国際化の進行、人件費等コストの増大、景気後退に伴う食料消費の低迷、価格競争の激化等一段と厳しさを増しており、農産加工業者はもとより原料生産農家にも大きな不安を与えている。

よって政府は、農業及び農産加工工業の発展に資するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 農産加工品の輸入自由化の進展等に伴い、農産加工工業の経営に対するその影響は、今後更に強まるものと予想されるため、本制度を初めとする関係諸施策の一層の充実とその十全な活用を努め、新商品、新技術の研究開発、事業提携等を促進して、農産加工工業の経営體質の強化を図ること。

二 本制度の運用に当たっては、今後の情勢変化に即応して対象業種を追加指定する等適切かつ弾力的に対処すること。

三 農産加工工業における輸入原料への依存や海外進出の進行に伴い、地域農産物の販路の確保が喫緊の課題となつてきている実態にかんがみ、原料生産農家の経営安定を図りつつ、高

品質な国産原料農産物を量、価格ともに安定的に供給できるよう、加工適性品種の開発・普及、栽培技術の確立、実需者ニーズの迅速な把握のための情報システムの整備等原料農産物供給体制の強化に努めること。

四 食品の安全性確保に対する国民意識の高まりにこたえるため、農産加工品の輸入増大に対応して、輸入検査体制の整備を一層促進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(浦田勝君) ただいま青木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(浦田勝君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(浦田勝君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

第百二十六回国会農林水産委員会会議録第五号
中正誤

三十四ページ二段終わりから九行から六行までは、次のようになるはずの誤り。

五 国産材をベースとした木材の的確な需給見通しを作成・公表するなど、木材の需給の調整と価格の安定のために積極的に努めること。